

会議録

会議の名称	第21回西東京市建築審査会
開催日時	令和元年7月18日（木曜日）午後2時から3時50分まで
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	【委員】室木会長、井上委員、上木委員、杉崎委員、鈴木委員 【特定行政庁】松本まちづくり担当部長、清水課長、内野課長補佐、佐藤係長 【事務局】榊原主幹、三輪主事
議題	議題1 第20回会議録（案）について 議題2 建築基準法第43条第2項第2号による許可について 議題3 令和元年度第1号審査請求事件について 議題4 その他
会議資料の名称	資料1 第20回会議録（案） 資料2 議案第40号 法第43条第2項第2号 資料3 議案第41号 法第43条第2項第2号
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○委員 それでは、傍聴人の方にお入りいただきます。</p> <p style="padding-left: 40px;">（傍聴人1名入室）</p> <p>○委員 傍聴人の方に申し上げます。西東京市建築審査会条例施行規則第4条の規定により、傍聴人は静粛を旨とし、拍手等により賛否を表明したり、談笑するなど、会議の妨害になるような行為はなさないようお願いいたします。 傍聴人が議長の指示に従わない場合は、同条第2項の規定に基づき退場を命じることもございますので、よろしくお願いいたします。 なお、同条第3項の規定により、許可なく写真等の撮影や録音をしてはならないとされておりますので、念のため申し添えます。 また、西東京市建築審査会条例第8条第1項ただし書の規定により、同意の可否について協議を行う評議については非公開となります。評議となりましたら、ご退席いただくこととなりますので、予めご承知置きください。</p> <p>○委員 ただいまから第21回西東京市建築審査会を開会いたします。 それでは、前回の会議録（案）から、説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局 第20回会議録（案）の説明</p> <p>○委員 会議録につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>○委員 よろしいでしょうか。それでは、議事終了後に第20回会議録への署名を井上委員にお願いいたします。それでは議題2の同意案件に入ります。本日は、議案が2件ありますので、先に議案の質疑を行い、その後に評議とさせていただきます。まず議案第40号につきまして特定行政庁</p>	

より説明をお願いいたします。

○特定行政庁

議案第 40 号の説明

○委員

ご説明がありました議案第 40 号につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら発言をお願いいたします。

○委員

資料の 5 ページの協定図にある水路の幅はどれくらいありますか。

人や車がすれ違えるくらいはありますか。

○特定行政庁

資料の 4 ページの写真 16 のとおり暗渠となっております、協定図から見ると 4 m は無いかもしれません。人がすれ違うには十分な幅員ではあります。また、車は乗り入れないように車止めがしてあります。

○委員

避難する時などは人がすれ違える十分な幅員があるということですね。

○特定行政庁

その通りでございます。

○委員

この道というのは、先程昭和 51 年以降と書いてありますが、元々昭和 51 年くらいに家が建ち並んで今の状況になっているという理解でよろしいですか。

○特定行政庁

登記を見ますと、今回の申請建物は昭和 51 年に建っているものですが、それ以外も、多くの建物が昭和 50 年から昭和 55 年にかけて建っている状況でございます。

○委員

資料の 6 ページ、番号は 20 番の方が今回の土地の所有者となっておりますが、申請者の方とはどういった関係なのでしょう。

○特定行政庁

現在の土地の所有者の方と今回の申請者の方の間におきましては、平成 30 年 9 月 24 日に土地の売買契約を締結しております。本件が許可されない場合、本契約を白紙解除する旨の記載がされております。

○委員

所有権移転登記はしていますか。

○特定行政庁

現時点ではしておりません。

○委員

許可が下りた段階で登記をするということですね。

○特定行政庁

そのように認識しております。

○委員

資料の 6 ページ、左下に隅切の所有者一覧表がありますが、今回初めて隅切の所有者の方で承諾の有無に○がつけましたが、特段何か理由はありますか。

今回初めて承諾を得たということですね。

○特定行政庁

その通りでございます。特段の理由はございません。

○委員

他によろしいでしょうか。それでは議案第 40 号につきまして、質疑は終了させていただきます。続きまして、議案第 41 号につきまして、特定行政庁より説明をお願いいたします。

○特定行政庁

議案第 41 号の説明

○委員

ご説明がありました議案第 41 号につきまして、何かご意見ご質問等ございましたら発言をお願いします。

○委員

三箇所ある隅切のうちの一箇所について、こちらは宅地となっておりますが、舗装されていますか。

○特定行政庁

こちらは将来、位置指定道路相当の隅切を設ける箇所になっておりまして、協定の範囲には入っておりますが現状は建築物の敷地として使われております。

○委員

他によろしいでしょうか。それでは議案第41号につきまして、質疑は終了させていただきます。続きまして評議を行います。ここからは非公開となりますので、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

評議内容は非公開

議案第 40 号・・・同意する。

議案第 41 号・・・同意する。

○委員

それでは続きまして、本来であれば議題 3 となりますが、審議の都合上先に議題 4 のその他、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局

次回の第 22 回西東京市建築審査会は、令和元年 9 月 13 日（金）に行います。時間、会場につきましては後ほどご相談させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員

それでは続きまして、議題 3、令和元年度第 1 号審査請求事件を議題といたします。特定行政庁を処分庁とする審査請求に関わるものですので、特定行政庁は退席をお願いします。

(特定行政庁職員退席)

評議内容は非公開

○委員

本日予定していた議題は終了いたしました。他によろしいでしょうか。これをもちまして、第 21 回西東京市建築審査会を終了いたします。